

土地の形質変更に関する工事の届出に必要な図面

図面の名称 根拠規定	縮尺	明示すべき事項	備考
位置図 省令第58条第1項第1号	1/10,000 以上	・方位 ・道路及び目標となる地物	地図に表示すること。
地形図 省令第58条第1項第1号	1/2,500以 上	・方位 ・土地の境界線(分かりやすく 囲み等で表示)	等高線は、2mの標高差を示 すものが望ましい。
土地の平面図 省令第58条第1項第1号	1/2,500以 上	<ul style="list-style-type: none"> ・方位 ・土地の境界線 ・盛土又は切土をする土地の部 分 ・崖の位置及び形状 ・擁壁の位置及び形状 ・崖面崩壊防止施設の位置及び 形状 ・排水施設の位置及び形状 ・地滑り抑止ぐい又はグラウン ドアンカーその他の土留の位置 ・調整池を設ける場合にあって は、調整池の位置及び形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・断面図を作成した箇所に断 面図と照合できるように記号 を付すること。 ・植栽、芝張り等の措置を行 う必要がない場合は、その旨 を付すること。 ・擁壁、崖面崩壊防止施設及 び排水施設は、申請書と照合 できるように番号を付すること。
土地の断面図 省令第58条第1項第1号	1/2,500以 上	・盛土又は切土をする前後の地 盤面	高低差の著しい箇所につけて 作成すること。
排水施設の平面図 省令第58条第1項第1号	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> ・排水施設の位置、種類、材 料、形状、内法寸法及び勾配 ・水の流れる方向 ・吐口の位置 ・放流先の河川又は水路の名称 ・調整池を設ける場合にあって は、調整池の位置及び形状 ・法面(崖を含む)又は擁壁の位 置及び形状 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚水・雨水の区分をすること。
崖の断面図 省令第58条第1項第1号	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・崖の高さ及び勾配 ・土質(土質の種類が二つ以上 であるときは、それぞれの土質 及びその地層の厚さ) ・盛土又は切土をする前の地盤 面 ・崖面保護の方法(擁壁で覆わ れる崖面については、土質に關 する事項は示すことを要しな い) 	崖の前後の地盤面も必要な範 囲で併せて示すこと。

擁壁の断面図 省令第58条第1項第1号	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の寸法、勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの品質及び寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・基礎ぐいの位置、材料及び寸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋コンクリート造の場合は配筋図が必要である。 ・認定擁壁の場合は、国土交通大臣認定証の写しを添付すること。
擁壁の背面図 省令第58条第1項第1号	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁の高さ ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	
崖面崩壊防止施設の断面図 省令第58条第1項第1号	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面 ・基礎地盤の土質 ・透水層の位置及び寸法 	
崖面崩壊防止施設の背面図 省令第58条第1項第1号	1/50以上	<ul style="list-style-type: none"> ・崖面崩壊防止施設の寸法 ・水抜穴の位置、材料及び内径 ・透水層の位置及び寸法 	水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること。
求積図 省令第58条第1項第1号	1/500以上	土地の形質変更を行う土地の部分の求積表	